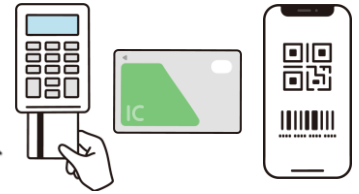


キャッシュレス決済導入促進事業補助のお知らせ

キャッシュレス決済を導入し、利用者開拓や経営効率化に取り組む浴場を応援します！積極的にご利用ください！

安心の導入サポートも
実施します！※詳細裏面



補助対象

新たにキャッシュレス決済端末を準備し、キャッシュレス決済の運用を行う都内公衆浴場

- ※クレジットカード払いとその他1つ以上の決済手段に対応することが条件です
- ※キャッシュレス決済運用期間が6か月未満の場合は補助対象にはなりません

補助額・補助対象経費

＜補助額＞ 1浴場につき **12万円**（上限額）

＜補助対象経費＞

右のA～Cに係る経費について、12万円を上限として補助します。

- A キャッシュレス決済機器の購入費用
- B 通信環境の整備に係る経費（インターネット回線工事等）
- C その他運用経費（導入月～連続する6か月分対象）

※決済端末の導入にあたって、インターネット回線工事等が必要な場合、申請前に工事事業者へ事前確認を行い、端末の設置・運用が可能か必ずご確認ください（設置・運用不可の場合申請はできません）

※本則課税事業者が補助対象経費に消費税を含めて申請する場合、原則として補助金の一部返還（消費税に係る仕入控除税額の全部または一部）が必要となります。

詳細は「募集要領」を参照ください

募集期間

6月末日まで（必着）

（入金時期：令和9年3～4月）

予算上限に達し次第、受付を終了いたします

※入金時期は目安です。東京都への実績報告の時期などにより前後します

導入にあたってのサポート

◆キャッシュレス決済端末システム操作講習会

決済導入のメリットや決済端末の操作方法など、丁寧に説明します

◆補助申請に関する電話相談

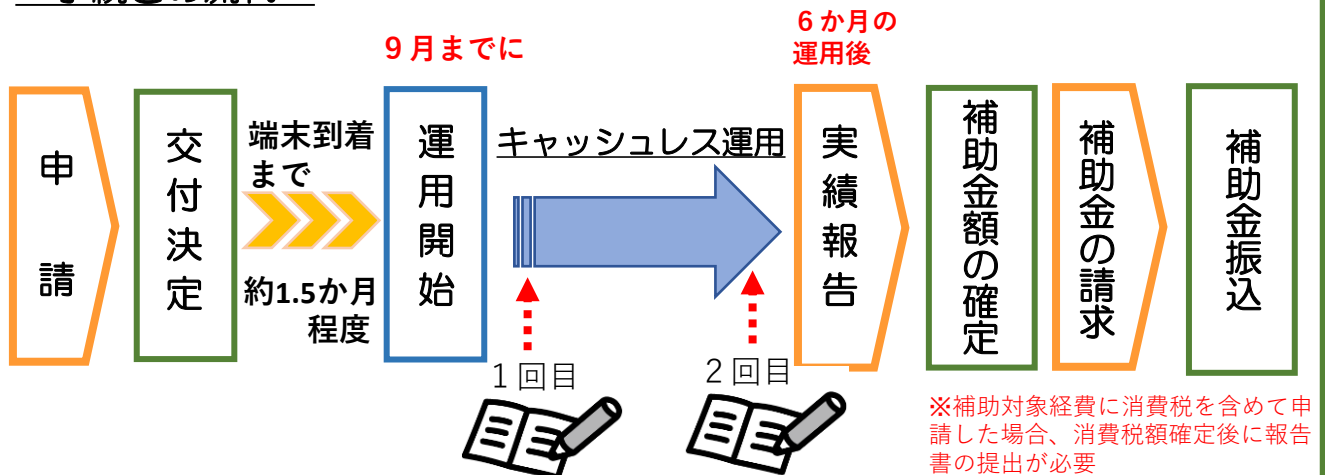
申請書等の記入方法など、東京都の担当者に電話で相談できます

補助金の交付申請方法

事業着手前に、次の書類を東京都に提出し、交付決定を受けてください

1. 交付申請書（第1号様式）
 2. 営業許可書の写し
 3. 法人の登記事項証明書 ※法人のみ
 4. 前年度の事業税及び都民税の納税証明書
 5. 印鑑証明書
 6. 【法人の場合】法人税申告書（確定申告書別表一）
及び決算書（決算報告書における貸借対照表及び損益計算書）の写し
【個人の場合】所得税申告書（確定申告書第一表）
及び決算書（青色申告の場合は所得税青色申告決算書（1面及び4面）
白色申告の場合は収支内訳書（1面））の写し
 7. 補助対象経費の区分（前頁A～C）ごとに必要な書類
※決済機器のカタログなど 詳しくは「募集要領」参照
- ◆補助対象経費に消費税を含めて申請する場合
→左記1～7に加え、
「消費税の確定申告書の写し」
の提出が必要（免税事業者を除く）

～手続きの流れ～



★利用状況調査（導入時点及び6月目）

決済の利用状況を所定の「調査票」に記録し、
実績報告時にご提出ください

<お問い合わせ先> ☎ 03-5388-3058

東京都生活文化局消費生活部生活安全課 担当 小田

詳細は「募集要領」を参照ください HP（東京くらしWEB）

